

2013/12/18 12:43 現在の情報です。

東京都中央区京橋二丁目17番3号ヨシザワビル4階
 株式会社フェーズワン
 会社法人等番号 0100-01-079180



商号	株式会社フェーズワン	
本店	東京都中央区京橋二丁目12番11号杉山ビル7階	
	東京都中央区京橋二丁目17番3号ヨシザワビル4階	平成18年 4月24日移転 平成18年 4月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成14年5月9日	
目的	1. インターネットメディア事業 2. 有料職業紹介事業 3. 労働者派遣事業 4. 経営コンサルタント事業 5. 広告代理業 6. マーケティングリサーチの請負 7. 前各号に付帯する一切の業務 平成21年 3月18日変更	平成21年 3月25日登記
発行可能株式総数	500万株	平成18年11月30日変更 平成18年12月14日登記
	発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 107万株 平成19年 4月27日変更 平成19年 5月22日登記 発行済株式の総数 112万3500株 平成23年 9月12日変更 平成23年10月24日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
資本金の額	金5350万円	平成19年 4月27日変更 平成19年 5月22日登記
	金5617万5000円	平成23年 9月12日変更 平成23年10月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成18年11月30日変更	平成18年12月14日登記
役員に関する事項	取締役 大城 智子	平成20年 7月25日重任 平成21年 2月13日登記
	取締役 大城 智子	平成22年 7月23日重任 平成23年 3月18日登記
	取締役 大城 智子	平成24年 7月23日重任 平成24年 8月14日登記
	取締役 稲葉 一元	平成20年 7月25日重任 平成21年 2月13日登記
	取締役 稲葉 一元	平成22年 7月23日重任 平成23年 3月18日登記
	取締役 稲葉 一元	平成24年 7月23日重任

		平成24年 8月14日登記
取締役	小嶋 偉久夫	平成21年11月 1日就任
		平成22年 1月19日登記
取締役	小嶋 偉久夫	平成22年 7月23日重任
		平成23年 3月18日登記
		平成22年 9月30日辞任
		平成23年 3月18日登記
取締役	千田 輝幸	平成22年 7月23日就任
		平成23年 3月18日登記
取締役	千田 輝幸	平成24年 7月23日重任
		平成24年 8月14日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 5月31日登記
取締役	藤井 勝博	平成23年 9月12日就任
(社外取締役)		平成23年10月24日登記
		平成20年 7月25日重任
代表取締役	稲葉 一元	平成21年 2月13日登記
		平成21年 5月26日住所移転
代表取締役	稲葉 一元	平成21年 6月 9日登記
		平成22年 3月24日住所移転
代表取締役	稲葉 一元	平成22年 3月31日登記
		平成22年 7月23日重任
代表取締役	稲葉 一元	平成23年 3月18日登記
		平成23年 8月 1日住所移転
代表取締役	稲葉 一元	平成23年 8月12日登記
		平成24年 4月 6日住所移転
代表取締役	稲葉 一元	平成24年 5月 7日登記
		平成24年 7月23日重任
代表取締役	稲葉 一元	平成24年 8月14日登記
		平成20年 7月25日重任
代表取締役	入城 智子	平成21年 2月13日登記
		平成21年11月 1日辞任
		平成22年 1月19日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の額は、法令に規定する額を限度とする。 平成23年 9月 1日設定	平成23年10月24日登記
新株予約権	第1回新株予約権	

新株予約権の数

26316個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式26316株

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。分割の比率とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。併合の比率とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日(以下「割当基準日」という。)の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額(但し左記項目に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第(2)号において同じ。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。))は、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。調整後の株式数は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。なお、下記算式における「調整前行使価額」とは、上記(i)又は(ii)の事由に基づき「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整が行われる前の1株あたりの行使価額を、「調整後行使価額」とは、かかる調整が行われた後の1株あたりの行使価額を、それぞれ意味するものとする。

調整前行使価額

調整後株式数 = 調整前株式数 × $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$

調整後行使価額

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(5) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金50円

(以下「行使価額」という。)但し、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(2) 当社が、新株予約権の割当日後において、(i) 本項に定める行使価額(但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味す

る。以下本第(2)号において同じ。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(i i)本項に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

(b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(i i)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、本項第(2)号に基づく調整を行うか否かは当社の株主総会が決定するものとする。

(6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年2月20日から平成29年2月19日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とする。但し、株主総会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならず、1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 権利者が下記の身分を喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。但し、本第(2)号は、権利者が本新株予約権を取得した際に下記の身分を有していた個人にのみ適用されるものとする。

(a) 当社の使用人

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- (c) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
- (d) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (e) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (f) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (g) 権利者につき解散の決議が行われた場合
- (h) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (4) 権利者が当社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (a) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - (b) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、株主総会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

平成19年 2月20日発行

平成21年 3月25日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

105000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式105000株

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。分割の比率とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。併合の比率とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日(以下「割当基準日」という。)の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額(但し左記項目に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第(2)号において同じ。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。調整後の株式数は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。なお、下記算式における「調整前行使価額」とは、上記(i)又は(ii)の事由に基づき「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整が行われる前の1株あたりの行使価額を、「調整後行使価額」とは、かかる調整が行われた後の1株あたりの行使価額を、それぞれ意味するものとする。

調整前行使価額

調整後株式数 = 調整前株式数 ×

調整後行使価額

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(5) 本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金50円

(以下「行使価額」という。)但し、以下に定めるところに従い調整されることがある。

(1) 新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の割当日後において、(i) 本項に定める行使価額(但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第(2)号において同じ。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii) 本項に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うとき(無償割当てによる場合を含む。)は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日(会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

(a) 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数(但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。)から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする。

(b) 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

(c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、本項第(2)号に基づく調整を行うか否かは当社の株主総会が決定するものとする。

(6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年4月25日から平成29年4月24日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とする。但し、株主総会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 (3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならない。1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 権利者が下記の身分を喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。但し、本第(2)号は、権利者が本新株予約権を取得した際に下記の身分を有していた個人にのみ適用されるものとする。

(a) 当社の使用人

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(c) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

(d) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(e) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(f) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(g) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(h) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(4) 権利者が当社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

(b) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

(5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、株主総会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

平成19年 4月25日発行

平成21年 3月25日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

130000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式130000株

本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。分割の比率とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。併合の比率とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日(以下「割当基準日」という。)の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、(i)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額(但し左記項目に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第(2)号において同じ。)を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は(ii)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株

式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。調整後の株式数は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。なお、下記算式における「調整前行使価額」とは、上記（i）又は（i i）の事由に基づき「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める調整が行われる前の1株あたりの行使価額を、「調整後行使価額」とは、かかる調整が行われた後の1株あたりの行使価額を、それぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（3）本項第（2）号の（i i）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

（5）本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨1個につき金8円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法1株につき金9.5円

（以下「行使価額」という。）但し、以下に定めるところに従い調整されることがある。

（1）新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（1）号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（2）当社が、新株予約権の割当日後において、（i）本項に定める行使価額（但し本項に定める調整が既に行われている場合は調整後の金額を意味する。以下本第（2）号において同じ。）を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）又は（i i）本項に定める行使価額を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行を行うとき（無償割当てによる場合を含む。）は、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等と引換えに当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額として当社が決定する金額を意味する。上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

（a）「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数（但し当該調整事由によって新たに発行された普通株式数又は潜在株式等の目的たる普通株式数は含まない。）から、同日における当社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする。

（b）当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、

「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 (c) 当社が潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(3) 本項第(2)号の(i)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

(4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は株主総会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行する場合に、本項第(2)号に基づく調整を行うか否かは当社の株主総会が決定するものとする。

(6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年5月1日から平成29年4月30日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について「当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とする。但し、株主総会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍)でなければならない。1株(当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数)未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は相続の対象とならなかった新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 権利者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(c) 権利者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合

(d) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(e) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(f) 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(g) 権利者につき解散の決議が行われた場合

(h) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

(i) 権利者が死亡した場合

(3) 権利者が当社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 権利者が当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

(b) 権利者が取締役としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合

(c) 権利者が当社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を喪失した場合

(4) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、株主総会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

平成21年 3月19日発行

平成21年 3月25日登記

登記記録に関する事項

平成14年6月24日東京都豊島区東池袋一丁目48番地の10 25山京ビルから本店移転

平成14年 6月27日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。